

📌 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ③



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。
 今月は 最も身近な「**人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）**」についてご説明していきます。

建設事業主に対する助成金



人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能講習等を受講させませんか？

➡ 雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、**経費・賃金**の一部を助成します。

① 対象の技能実習は？

- ・ショベルローダー、移動式クレーン、高所作業者等の運転技能講習
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ・低圧電気取扱業務特別教育 ・巻上げ機運転特別教育
- ・粉じん作業特別教育 ・石綿取扱い作業従事者特別教育 etc



② 助成要件は？



- ・雇用する建設労働者(雇用保険被保険者)に、所定労働時間内に受講させること
- ・所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払うこと
 （所定労働時間外や休日に受講させた場合は、労働基準法に定める割増賃金を支払うこと）

③ 助成額は？

賃金の助成

雇用保険被保険者数 20人以下	雇用保険被保険者数 21人以上
8,550円/日 (9,405円)	7,600円/日 (8,360円)

受講経費の助成

雇用保険被保険者数 20人以下	雇用保険被保険者数 21人以上	
	35歳未満の労働者	35歳未満の労働者
支給対象経費の 3/4	支給対象経費の 7/10	支給対象経費の 9/20

() 内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合

④ スケジュール

申請後、審査完了(入金)までは、
3～6か月程度かかります。

技能研修 受講

①

対象労働者への
賃金支払い

②

申請期間
(研修終了2か月以内)

※ 対象労働者の「雇用契約書」
「出勤簿」
「賃金台帳」が必要です。

③



人材開発支援助成金の 申請方法や助成額などの詳細 については、
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせ ください。

◆ 次回も、人材開発支援助成金を詳しく解説していきます！